

NGO-JICA協議会
2021年度第1回 議事次第

日時	2021年6月3日	14:00 - 16:00	
参加者	オンライン	参加者	別紙参照<資料1>
司会	JICA国内事業部	記録	NJ協議会事務局

【議題】

1		開会挨拶	14:00 ~ 14:10 (0:10 分)	外務省 国際協力局民間援助連携室 松田室長 横浜NGOネットワーク 小俣エグゼクティブプロデューサー
2	【報告】	NGO-JICA協議会実施要領見直し	14:10 ~ 14:25 (0:15 分)	JICA 国内事業部市民参加推進課 日浅課長
3	【協議】	栄養サミットに向けたJICAの取り組み	14:25 ~ 14:40 (0:15 分)	SCJ 堀江アドボカシーヘッド
4	【協議】	アジア諸国の民主化支援とJICAへの期待	14:40 ~ 14:50 (0:10 分)	JANIC 堀内シニア・アドボカシー・オフィサー
5	【報告】	草の根技術協力事業制度改善	14:50 ~ 15:10 (0:20 分)	JICA 国内事業部市民参加推進課 日浅課長
6	【報告】	PSEAH・セーフガーディング・ジェンダー主流化の取組み	15:10 ~ 15:25 (0:15 分)	CWS Japan 五十嵐プロジェクトマネージャー
7	【報告】	「環境社会配慮ガイドライン改定案」、「異議申立手続要綱改定案」に対するご意見の募集予定	15:25 ~ 15:30 (0:05 分)	JICA審査部 環境社会配慮審査課 加藤課長、古賀 JICA企画部 柿岡参事役、浅野
8	【報告】	NGO研究会、NGOデータブック作成	15:30 ~ 15:40 (0:10 分)	難民を助ける会 古川事務局次長 JANIC 角田アドボカシー・コーディネーター
9	【協議】	NGOとJICAの連携による責任ある外国人材受け入れ・多文化共生の取組みの推進	15:40 ~ 15:55 (0:15 分)	名古屋NGOセンター 中島代表理事
10		閉会挨拶	15:55 ~ 16:00 (0:05 分)	JICA 萱島理事

*** 資料**

- 1-1 参加者リスト
- 1-2 コーディネーター & 正会員NGOリスト
- 2 NGO-JICA協議会実施要綱改定案
- 3 栄養サミットに向けたJICAの取り組みについて
- 4 アジア諸国の民主化支援とJICAへの期待
- 5 草の根技術協力事業制度見直し及び公示スケジュール等
- 6 PSEAH・セーフガーディング・ジェンダー主流化の取組み
- 7 「環境社会配慮ガイドライン改定案」、「異議申立手続要綱改定案」に対するご意見の募集予定について
- 8 NGO研究会テーマおよびNGOデータブック作成の公示
- 9 NGOとJICAの連携による責任ある外国人材受け入れ・多文化共生の取組みの推進

NGO-JICA 協議会 実施要綱改定案検討

	現要綱	改定案
2. 開催 1) 頻度	原則年 4 回	年 2 回程度
2. 開催 2) 開催地	原則東京開催とし、JICA が有する TV 会議システムを利用し、東京以外の在住者の参加機会の確保に努める。東京以外での開催については各地域の要望に応じて開催することができる。	対面もしくはオンライン開催とする。対面の場合の開催地については東京に限定せず必要・要望に応じて地方での開催も検討する。
3. 参加者 2) 参加手順	事前申し込み制	参加者募集に対する事前申し込み制
4. 運営	1) 協議会コーディネーター会議： 協議会の運営は、NGO と JICA 双方のコーディネーターで構成される協議会コーディネーター会議が行う。	1) 協議会コーディネーター： 協議会の運営は、NGO と JICA 双方のコーディネーターにより実施する。 NGO コーディネーターは、NGO において選出手続きを行い、毎年度 4 月までに決定する。
	2) 協議会事務局： 協議会事務局は、公募によって選定し、協議会コーディネーター会議からの指示の下に、協議会運営にかかる各種支援業務を行う。	2) 協議会事務局： 協議会事務局は、JICA が公募によって選定し、協議会運営にかかる各種支援業務を行う。
5. 議題	1) 議題範囲は、JICA が担当する業務に関する事柄、NGO 等との連携に関する事柄とする。 2) 議題は、NGO と JICA 双方のコーディネーターが議題案の募集をそれぞれ行い、協議会コーディネーター会議にて決定する。	別紙「議題募集要領」を継続検討する。
6. 情報公開	1) 協議会開催の都度、発言者名とともに逐語で議事録を作成する。	1) 協議会開催の都度、要旨議事録、または必要に応じて逐語議事録を作成する。 2) 逐語議事録の作成を求める場合は、協議会コーディネーター会議にて発案し、決定する。
7. 分科会	1) 協議会は、専門的、集中的に検討すべき議題が生じた場合、分科会を設置できる。 2) 分科会の設置は、協議会コーディネーター会議にて別途設ける設置基準にそって調整のうえ、協議会の場で決定する。 3) 分科会の成果は、協議会の場で報告する。 (2) 協議会の運営に関わる事項の変更もしくは追加については、その都度 NGO と JICA 双方で協議のうえ、これを行うこととする。	7. 地域協議会および NGO-JICA 勉強会 1) 地域協議会 協議会全体の議論とは別に、地域ごとの課題や取り組みに関する議論を行うために、地域の NGO および JICA 国内拠点の合意により地域協議会を開催できる。 2) NGO-JICA 勉強会 国際協力に関連する様々な分野、個別の 이슈に関する情報共有や活動の深化に資する議論を行うため、双方の提案により勉強会を開催することができる。

栄養サミットに向けた JICA の取り組みについて

提案の背景：

世界的な COVID-19 の拡大により、特に脆弱性の高い人々への影響が深刻化し、早急な対策が求められています。パンデミックに関連した栄養状態の悪化により、今後対策が取られなければ、2022 年末までにさらに 16 万 8,000 人の子どもが栄養不良で亡くなり、1,000 万人以上が消耗症や発育阻害に陥る可能性があります¹。

日本政府が今年 12 月に主催する「東京栄養サミット」は、世界の栄養不良の状況に焦点を当て、必要とされる資金と政策を動員するための重要な機会となります。JICA は「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA)²をはじめ、二国間援助、技術協力プロジェクト、研修など多様な取り組みを通じて開発途上国の栄養問題に取り組まれています。栄養サミットに向けた JICA の取り組み状況とコミットメントについて伺わせて下さい。

論点：

- ・ 栄養サミットにおいて、日本には主催国としての野心的なコミットメントが求められます。JICA としてはどのような内容のコミットメントを行われる予定でしょうか。これまでの取り組みの拡充や新規事業の展開、またそこに国内外の NGO との連携は含まれる予定でしょうか。
- ・ 栄養サミットでは、日本をはじめとする援助国と共に、被援助国による、参加原則に沿った SMART なコミットメントが求められます³。JICA が栄養改善に取り組まれる国々において、ぜひ当該国のコミットメント作成に向けた働きかけやサポートを、JICA として、また他機関・NGO 等と連携して推進頂きたいと考えます。こうした動きを JICA として展開されることは可能でしょうか。
- ・ 9 月の国連食料システムサミットへの JICA の取り組み状況、栄養サミットとのすみわけについて教えて下さい。

¹ セーブ・ザ・チルドレンが 2020 年 12 月に発表した報告書『[栄養の危機](#)』より

² 2019 年の TICAD7 で、IFNA はアフリカの 5 歳未満児 2 億人(2025 年の推計)の栄養改善に取り組むと発表

³ コミットメントは[コミットメント作成ガイド](#)、[コミットメント登録ガイド](#)、[コミットメント登録フォーム](#)に沿ってあらゆるステークホルダーが登録可能

アジア諸国の民主化支援と JICA への期待

提案の背景：

- ・ COVID-19 感染拡大防止策としてロックダウンや集会の禁止などの措置がアジア各国で実施され、警察や軍による市民への暴力的な取り締まりも多数報告されている。
- ・ 2020 年の「香港国家安全維持法案」制定に伴う表現・集会・結社の自由の弾圧や中国新疆ウイグル自治区の強制収容所での非人道的な扱い、ミャンマー軍によるクーデターとその後に発生した殺害・暴力など、アジアにおける民主主義は危機に晒されている。
- ・ 各国の市民は民主化運動を展開し、市民社会組織も支援を行なっている。アジア民主主義ネットワーク（ADN）は、香港の人々に連帯を表明するオンラインイベントをアジア数カ国の市民社会と共催し、日本では 5/18 に開催し、在日の香港、ミャンマー、ウイグル人や他国への亡命者が報告、日本の国会議員の参加も得て、約 200 人が視聴した*1。
- ・ 韓国ではここ数年「民主主義フォーラム」（於：釜山・光州）が開催され、民主化運動と民主主義の発展に関する議論が、市民社会だけではなく、韓国政府・韓国国際協力団（KOICA）・地方自治体も交えて行われている。韓国政府からアジア各国の市民社会に対して参加にかかる資金の補助が行われており、KOICA との対話も実施されている。また、国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において、KOICA と韓国のネットワーク NGO「KCOC」が再度イベントを共催するなど、政府と市民社会が協力し SDGs の達成に向けた議論を構築している。

論点：

- ・ 「東京民主主義フォーラム」（2021 年 2 月 HAPIC にて開催）において、アジア諸国に援助を行っているアジア開発銀行（ADB）、JICA、KOICA に対して効果的な開発協力を推進するよう提言がまとめられており*2、日本政府・JICA に対してアジアの開発を下支えする民主主義の擁護や市民運動への支援が期待されている。
- ・ JICA は「ゴール 16 の達成に向けた JICA の取組方針」を取りまとめ、行政官の育成や法整備支援を通してガバナンス向上の活動を実施している。また、人道支援や草の根技術協力事業を通じた市民社会の支援も行っている。
- ・ 上記の点を踏まえ、以下について伺いたい。
 1. ミャンマーで実施されている JICA 事業全般の現状、停止の可能性
 2. ミャンマーで実施されている草の根技協の見通し
 3. JICA として途上国の市民社会組織への直接支援が可能なスキームはあるか
 4. 国際会議などで SDG 目標 16 の進捗状況など平和・ガバナンスに関するパネルディスカッションを JICA が日本の市民社会組織と協力して企画することは可能か
 5. JICA が民主主義の擁護に資する施策を検討し、支援国の市民社会との関係を構築していくにあたり、日本の NGO はどのような協力ができるか

*1 「香港民主化運動とミルクティー同盟～日本におけるミツなつながり～」
5/18 ウェビナー（ADN/JANIC/ヒューマンライツ・ナウ共催）
https://www.janic.org/blog/2021/05/07/hong_kong_event/

Tokyo Democracy Forum (TDF) 2021

15 - 16 February 2021

10 Recommendations for Action

We, the participants of the Tokyo Democracy Forum (TDF) 2021, adopt the followings recommendations based on the research and discussions regarding how to defend and promote civic space and democracy in the face of the COVID-19 pandemic in Asia.

1. Fundamental freedoms and human rights such as freedom of expression, assembly and association must not be violated in the pretext of the emergency measures under the COVID-19 pandemic;
2. Social security and safety net such as a universal social protection need to be promoted as a way to ensure the basic economic and social rights of the vulnerable people in a society;
3. Internet freedom and internet security need to be ensured to tackle the challenges such as misinformation and disinformation during the COVID-19 Pandemic;
4. International solidarity among people and civil society organizations needs to be strengthened to tackle the widening economic inequality within and among the countries, in particular, vaccine inequality;
5. More effective communication and coordination among CSOs need to be promoted both domestically and internationally in the collective response to the impact and recovery from the COVID-19 Pandemic;
6. The digitally innovative methods of ensuring the compliance with the basic benchmarks of a democratic election during the COVID-19 pandemic need to be developed;
7. Citizen-generated data for participatory monitoring, research and advocacy linked to SDGs framework needs to be promoted in responding to the COVID-19 pandemic;
8. Civic space needs to be ensured to promote inclusive partnership where civil society actors can play a key role as an equal partner;
9. Regional organizations such as the Association of Southeast Asia Nations (ASEAN) and South Asia Association for Regional Cooperation (SAARC) need to protect and promote civic space and enabling environment for civil society organizations in cooperation with respective governments; and,
10. Transparency and accountability on multilateral and bilateral development cooperation agencies such as the Asia Development Bank (ADB), Japan International Cooperation Agency (JICA) and Korea International Cooperation Agency (KOICA) need to be strengthened for effective development cooperation.

草の根技術協力事業制度見直し 及び公示スケジュール等

2021年6月3日
JICA国内事業部

独立行政法人 国際協力機構

【参考】 前回協議会での説明概要

1. 不課税化の制度導入
2. 間接経費率の見直し
3. その他の主な合理化案
 - ① 費目の整理（一部費目の廃止・統合）
 - ② 契約時の「契約金額内訳書」の合理化
 - ③ PDM(プロジェクト・デザイン・マトリックス)の作成廃止
 - ④ 特記仕様書（契約書附属書）の合理化（別紙の廃止）
 - ⑤ 打合簿が必要となる事項の削減
 - ⑥ 費目間流用（中項目）：流用先項目額の10%（現行）から50%へ緩和
 - ⑦ 設備・機材の調達方法の合理化（入札の原則廃止）
 - ⑧ 概算払の場合の専用銀行口座開設の廃止 等



草の根制度見直し検討事項

～不課税化及び経費実態調査を踏まえた見直しを除く～

1. 終了時評価表及びNGO-JICAイコールパートナーシップ振り返りシートの廃止
2. 応募窓口（国内拠点）の制限の緩和
3. 任意団体の応募の原則廃止
4. 1 公示につき 1 団体 1 案件応募へ
5. パートナー型提案可能額/上限事業期間の見直し
6. 応募推奨分野の検討

3



2021年度公示スケジュール（案）

■新制度の適用

新制度は、原則、2021年度以降に募集・採択する案件から適用

■公示スケジュール予定

- 2021年度は各型1回のみ募集
- 7月下旬以降、公示予定
- 公示後、新制度説明会を開催予定

4

PSEAH・セーフガーディング・ジェンダー主流化の取組み

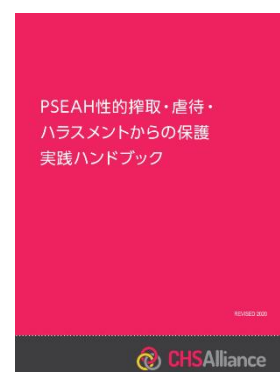
NGO による PSEAH・セーフガーディング・ジェンダー主流化の取組みを報告する。
JICA の取組みの進捗や NGO の取組みへのコメントをいただきたい。

1 「PSEAH 性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護 実践ハンドブック」 日本語版が完成(2020 年度外務省 NGO 研究会)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100175469.pdf>

PSEAH: 開発/人道支援等の現場で起きる、支援する側による性的搾取や性的虐待から、支援をされる側の人々を守るための取組み。

NGO/NPO が、団体として PSEAH の方針を持ち、日々の活動に取り入れていくためのガイドブック。



2 PSEAH・セーフガーディング・ジェンダー主流化: 共催イベント 7 月開催予定

NGO の活動現場、組織での取組みを進めていくにあたり、PSEAH・SG・ジェンダー主流化の取組みをしている NGO が合同で、NGO に最新情報等を紹介・学習するイベントを 7 月 1 日午後実施予定。

「今さら聞けない! 子どもと若者のセーフガーディング、PSEAH、ジェンダー主流化って何?」

対象: NGO のリーダー層

参考: 子どもと若者のためのセーフガーディング最低基準のためのガイド

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100067443.pdf>



3 ジェンダー主流化: NGO と JICA での勉強会等、議論の場の設定の企画

2020 年度の NGO-JICA 協議会で NGO から提案のあった ODA におけるジェンダー主流化についての NGO と JICA の議論の場の設定の企画が検討されている。

(JANIC「ジェンダー主流化」ワーキンググループ設立準備中)

4 JICA「NGO 等提案型プログラム」にてセーフガーディング連続研修

「子どもと若者のセーフガーディング実践研修事業」が採択され、約 2 年間の連続研修が開始した。

16 NGO が参加し、JICA から 5 名がオブザーバー参加している。

<参考> 国際的動向と日本のコミットメントについて

● Safeguarding Summit (2018)

「国際協力における性的搾取・虐待、セクシャル・ハラスメントの問題解決に取り組む合同コミットメント」に、日本を含む政府系ドナー 22 か国が署名した。

● DAC 勧告

「開発協力と人道支援における性的搾取・虐待(SEA)・セクシャルハラスメント(SH)の撲滅に関する DAC 勧告」(2019)に日本政府もエンドースした。勧告合意の 5 年以内に実施報告と、その後少なくとも 10 年ごとに報告が行われることになる。

以上

「環境社会配慮ガイドライン改定案」、「異議申立手続要綱改定案」に対するご意見の募集予定について

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月制定、同年7月施行)(以下「環境ガイドライン」という。)では、『本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。』と規定しています。

本規定を踏まえて、JICAは環境ガイドラインの運用実態のレビュー調査を実施し、同調査結果に基づき、環境社会配慮助言委員より助言を得ながら包括的な検討を行いました。また、2020年8月より、日本政府、日本のNGOや企業、有識者等により構成される「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会」を設置し、同委員会から助言を得ながら、公開での協議を重ねてまいりました。諮問委員会の議事録と配布資料は、本機構ホームページ(https://www.jica.go.jp/environment/guideline/advisory_board.html)で公開しています。

今般、諮問委員会の助言を踏まえた「環境社会配慮ガイドライン改定案」、及び「異議申立手続要綱改定案」がとり纏まる見込みで、広く国民の皆様からご意見を頂きたく、下記の要領(案)にてご意見の募集を行う予定です。詳しくは、7月上旬以降に当機構ホームページをご確認ください。

記

1. 意見募集対象

- (1) 「環境社会配慮ガイドライン改定案」(和文、英文仮訳)
- (2) 「異議申立手続要綱改定案」(和文、英文仮訳)

2. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

2021年7月上旬から2021年8月上旬(変更の可能性あり)

3. 意見募集方法

電子メール、郵送のいずれかで募集します。

以上

NGO 研究会テーマおよび NGO データブック作成の公示

2021 年度の外務省の「NGO 研究会」および「NGO データブック 2021」に関し、下記の通り報告します。

① NGO 研究会：国際協力における「現地化（ローカリゼーション）」の世界的動向調査・分析および日本の国際協力 NGO における同テーマ推進のための課題と可能性の検討

【概要】

国際協力における「現地化」への取り組みを推進させるため、その論点を整理し、日本政府関係者および NGO 関係者による議論を活性化させるとともに、日本としての国際協力における「現地化」を推進するにあたって今後必要になる具体的な方策を提示する。

【予定】

- ・ 6 月頃まで サブテーマの要約レポートの作成
- ・ 7～12 月頃 セミナー、ワークショップ等開催
- ・ 12 月～3 月 成果共有セミナーの開催、提言など取り纏め

② NGO 研究会：SDGs 時代における NGO の人権尊重と能力強化の施策に関する調査・研究

【概要】

国際人権基準、原則・宣言等を整理し、世界の NGO の人権に取り組む方針・活動等に関する比較研究を行い、日本の NGO が活動する上で必要な情報を整理し、人権尊重の方針・ガイドラインをハンドブックにまとめる。また、NGO の人権への対応強化のためのメニューを明らかにする。

【予定】

- ・ 6～12 月 研究会、調査実施
- ・ 3 月 ガイドブックが完成

③ 「NGO データブック 2021」公示（外務省開発援助調査研究業務）

【概要】（外務省入札説明書より）

「NGO データブック 2016」から 5 年たち、NGO の最新の实態（活動地、支援分野、組織規模等）を把握し、日本政府、外務省をはじめとする関係省庁、地方自治体、各種財団、企業、学術・研究機関などが、今後の NGO との連携のあり方を検討する際の一助とするため「データブック 2021」を作成する。

【予定】（外務省入札説明書より）

- ・ 6 月中に業務実施者を外務省が決定（総合評価落札形式）
- ・ 日本の NGO の実態調査実施（アンケート、ヒアリング等）：
- ・ 2 月末に「NGO データブック 2021」完成

※参考：NGO データブック 2016

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/pdfs/databook_10.pdf

地域ネットワーク NGO と JICA 地域拠点の連携による 責任ある外国人材受け入れ・多文化共生の取り組みの推進

提案の背景：

外国人支援に関わる NGO, NPO は外国人を移民、移住者にとらえ、技能実習生を含む様々な身分の外国人の暮らしと労働を守り、誰も取り残さない取り組みを地域で進めている。これらは外国人が困りごとを相談する最初の窓口であり、フォローアップをし、また最後のセーフティネットとなっている。そして地域と外国人を橋渡しし地域と共に解決する。縦割り行政下でコーディネータ的役割も果たす。一方、JICA にとって責任ある外国人労働者受け入れ・多文化共生が新たな取り組みとなっており、これらの NGO, NPO などを強化し連携することは、地域の外国人労働者受け入れ環境の改善につながると考える。

論点：

外国人労働者の受け入れに関して外国人が変わることと同時に、市民と企業など受け入れ側の意識改革が必要である。日本の地域住民や企業が日本人と決して同じでない外国の人たちを自然に受け入れ、外国人が普通に暮らし、働けるように、市民、企業関係者(雇用主、従業員)の意識を醸成しそこから生まれた共感をつなぐことが求められている。これに関して JICA の多文化共生の取り組み方針が重要になると考える。この方針の詳細、およびこの方針をめぐって NGO 側と意見交換をし、その具現化に努めたい。

そのために地域の NGO が JICA の地域拠点(特に外国人材・共生国際協力推進員)と連携し、外国人支援団体(NPO など)、外国人コミュニティ、市民、企業、自治体、行政機関などとの参加によって活動を実施することが効果を上げると考える。地域で NGO と JICA が柱になりながら多セクターの実施体制をどう進めるか、検討したい。

以下について JICA より報告いただきたい。

- ① JICA の「外国人材受け入れ・多文化共生」事業の中で特に多文化共生(生活者としての外国人に対する支援)に関する方針はどのようなものか。(どの程度、どのようにかかわるのか。JICA の取り組み内容、方策など)
- ② JICA の地域拠点での「外国人材受け入れ・多文化共生」事業の展開の方針(実施体制を含む)はどのようなものか。
- ③ 上記方針における NGO など市民社会組織との連携・強化についてどのように考えられているか。
- ④ これまでの NGO との連携の好事例の紹介(例:「在留外国人の方が支援の対象でなく、支援の担い手になれるような人材育成」、「困窮ベトナム人支援における困窮外国人支援 NGO 等の支援」、「地域住民、企業関係者への外国人受容に関する啓発活動」など)